

平成十六年法律第四十五号

労働審判法

(目的)

第一条 この法律は、労働契約の存否その他の労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事に関する紛争（以下「個別労働関係民事紛争」という。）に関し、裁判所において、裁判官及び労働関係に関する専門的な知識経験を有する者で組織する委員会が、当事者の申立てにより、事件を審理し、調停の成立による解決の見込みがある場合にはこれを試み、その解決に至らない場合には、労働審判（個別労働関係民事紛争について当事者間の権利関係を踏まえつつ事案の実情に即した解決をするために必要な審判をいう。以下同じ。）を行う手続（以下「労働審判手続」という。）を設けることにより、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図ることを目的とする。

(管轄)

第二条 労働審判手続に係る事件（以下「労働審判事件」という。）は、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する地方裁判所、個別労働関係民事紛争が生じた労働者と事業主との間の労働関係に基づいて当該労働者が現に就業し若しくは最後に就業した当該事業主の事業所の所在地を管轄する地方裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所の管轄とする。

2 労働審判事件は、日本国内に相手方（法人その他の社団又は財団を除く。）の住所及び居所がないとき、又は住所及び居所が知れないとき、その最後の住所を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

3 労働審判事件は、相手方が法人その他の社団又は財団（外国の社団又は財団を除く。）である場合において、日本国内にその事務所若しくは営業所がないとき、又はその事務所若しくは営業所の所在地が知れないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

4 労働審判事件は、相手方が外国の社団又は財団である場合において、日本国内にその事務所又は営業所がないときは、日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(移送)

第三条 裁判所は、労働審判事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。

2 裁判所は、労働審判事件がその管轄に属する場合においても、事件を処理するために適当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該労働審判事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

(代理人)

第四条 労働審判手続については、法令により裁判上の行為をすることができると認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。ただし、裁判所は、当事者の権利利益の保護及び労働審判手続の円滑な進行のために必要かつ相当と認めるときは、弁護士でない者を代理人とすることを許可することができる。

2 裁判所は、前項ただし書の規定による許可を取り消すことができる。

(労働審判手続の申立て)

第五条 当事者は、個別労働関係民事紛争の解決を図るため、裁判所に対し、労働審判手続の申立てをすることができる。

2 前項の申立ては、申立書を裁判所に提出してしなければならない。

3 前項の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当事者及び法定代理人
- 二 申立ての趣旨及び理由

(不適法な申立ての却下)

第六条 裁判所は、労働審判手続の申立てが不適法であると認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。

(労働審判委員会)

第七条 裁判所は、労働審判官一人及び労働審判員二人で組織する労働審判委員会を労働審判手続を行う。

(労働審判官の指定)

第八条 労働審判官は、地方裁判所が当該地方裁判所の裁判官の中から指定する。

(労働審判員)

第九条 労働審判員は、この法律の定めるところにより、労働審判委員会が行う労働審判手続に関与し、中立かつ公正な立場において、労働審判事件を処理するために必要な職務を行う。

2 労働審判員は、労働関係に関する専門的な知識経験を有する者のうちから任命する。

3 労働審判員は、非常勤とし、前項に規定するもののほか、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

4 労働審判員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(労働審判員の指定)

第十条 労働審判委員会を組織する労働審判員は、労働審判事件ごとに、裁判所が指定する。

2 裁判所は、前項の規定により労働審判員を指定するに当たっては、労働審判員の有する知識経験その他の事情を総合的に勘案し、労働審判委員会における労働審判員の構成について適正を確保するように配慮しなければならない。

- 3 適法な異議の申立てがあつたときは、労働審判は、その効力を失う。
 - 4 適法な異議の申立てがないときは、労働審判は、裁判上の和解と同一の効力を有する。
 - 5 前項の場合において、各当事者は、その支出した費用のうち労働審判に費用の負担についての定めがないものを自ら負担するものとする。
- (訴え提起の擬制)
- 第二十二條** 労働審判に対し適法な異議の申立てがあつたときは、労働審判手続の申立てに係る請求については、当該労働審判手続の申立ての時に、当該労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた地方裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。この場合において、当該請求について民事訴訟法第一編第二章第一節の規定により日本の裁判所が管轄権を有しないときは、提起があつたものとみなされた訴えを却下するものとする。
- 2 前項の規定により訴えの提起があつたものとみなされる事件（同項後段の規定により却下するものとされる訴えに係るものを除く。）は、同項の地方裁判所の管轄に属する。
 - 3 第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、民事訴訟法第二百三十七條から第二百三十八條まで及び第二百五十八條の規定の適用については、第五條第二項の申立書を訴状とみなす。

(労働審判の取消し)

第二十三條 第二十条第四項の規定により審判書を送達すべき場合において、次に掲げる事由があるときは、裁判所は、決定で、労働審判を取り消さなければならない。

一 当事者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れないこと。

二 第二十条第五項において準用する民事訴訟法第一百七條第一項の規定により送達をすることができないこと。

三 外国においてすべき送達について、第二十条第五項において準用する民事訴訟法第八條の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認められること。

四 第二十条第五項において準用する民事訴訟法第八條の規定により外国の管轄官庁に囑託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がないこと。

2 前条の規定は、前項の規定により労働審判が取り消された場合について準用する。

(労働審判をしない場合の労働審判事件の終了)

第二十四條 労働審判委員会は、事案の性質に照らし、労働審判手続を行うことが紛争の迅速かつ適正な解決のために適当でないとき、労働審判事件を終了させることができる。

2 第二十二條の規定は、前項の規定により労働審判事件が終了した場合について準用する。この場合において、同条第一項中「当該労働審判が行われた際に労働審判事件に係属していた」とあるのは、「労働審判事件が終了した際に当該労働審判事件に係属していた」と読み替えるものとする。

(労働審判手続の申立ての取下げ)

第二十四條の二 労働審判手続の申立ては、労働審判が確定するまで、その全部又は一部を取り下げるることができる。

(費用の負担)

第二十五條 裁判所は、労働審判事件が終了した場合（第十八條及び第二十一条第五項に規定する場合を除く。）において、必要と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該労働審判事件に関する手続の費用の負担を命ずる決定をすることができる。

(事件の記録の閲覧等)

第二十六條 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、労働審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は労働審判事件に関する事項の証明書

の交付を請求することができる。

2 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項並びに第九十二条（第九項及び第十項を除く。）の規定は、前項の記録について準用する。

(訴訟手続の中止)

第二十七條 労働審判手続の申立てがあつた事件について訴訟に係属するときは、受訴裁判所は、労働審判事件が終了するまで訴訟手続を中止することができる。

(即時抗告)

第二十八條 第二十五条の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

2 第六條、第二十一条第二項、第二十三條第一項及び第二十五条の規定による決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(当事者に対する住所、氏名等の秘匿)

第二十八條の二 労働審判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章（第三百三十三條の二第五項及び第六項並びに第三百三十三條の三第二項を除く。）の規定を準用する。

この場合において、同法第三百三十三條第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人（労働審判法第二十九條第二項において準用する民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十一條の規定により労働審判手続に参加した者をいう。第三百三十三條の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同条第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第三百三十二條の四第一項の処分申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「労働審判事件の記録」と、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三條の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同条第二項中「訴訟記録等」とあるのは「労働審判事件の記録中」と、同項及び同条第三項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同法第三百三十三條の三第一項中「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」とあるのは「記載された書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」と、「又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第三百三十三條の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは参加人又は利害関係を疎明した第三者は、労働審判事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「労働審判事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは参加人」と読み替えるものとする。

（非訟事件手続法及び民事調停法の準用）

第二十九条 特別の定めがある場合を除いて、労働審判事件に関しては、非訟事件手続法第二編の規定（同法第十二条（同法第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。）、第二十七条、第四十条、第四十二条の二、第五十二条、第五十三条及び第六十五条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同法第四十三条第四項中「第二項」とあるのは、「労働審判法第五条第三項」と読み替えるものとする。

2 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号） 第十一条、第十二条、第十六条及び第三十六条の規定は、労働審判事件について準用する。この場合において、同法第十一条中「調停の」とあるのは「労働審判手続の」と、「調停委員会」とあるのは「労働審判委員会」と、「調停手続」とあるのは「労働審判手続」と、同法第十二条第一項中「調停委員会」とあるのは「労働審判委員会」と、「調停の」とあるのは「調停又は労働審判の」と、「調停前の措置」とあるのは「調停又は労働審判前の措置」と、同法第三十六条第一項中「前二条」とあるのは「労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第三十一条及び第三十二条」と読み替えるものとする。

（最高裁判所規則）

第三十条 この法律に定めるもののほか、労働審判手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（不出頭に対する制裁）

第三十一条 労働審判官の呼出しを受けた事件の関係人が正当な理由がなく出頭しないときは、裁判所は、五万円以下の過料に処する。

（措置違反に対する制裁）

第三十二条 当事者が正当な理由がなく第二十九条第二項において準用する民事調停法第十二条の規定による措置に従わないときは、裁判所は、十万円以下の過料に処する。

（評議の秘密を漏らす罪）

第三十三条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなく評議の経過又は労働審判官若しくは労働審判員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

（人の秘密を漏らす罪）

第三十四条 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二十三年五月二日法律第三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二十三年五月二日法律第五三三号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則 （令和四年五月二五日法律第四八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第二項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ（イ）の改正規定（「取消しの申立て」の下に「、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることが出来る者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をするものの許可を求める申立て」を加える部分に限る。）、第五十六条中人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第五十六条の改正規定、同法第一百五十七条第四項の改正規定、同法第六十一条第一項の改正規定、同法第六十一条の次に一条を加える改正規定、同法第六十五条第一号の改正規定、同法第六十六條第一号の改正規定、同法第六十七條の十第一項の改正規定及び同法第六十七條の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十条第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六条、第九十一条、第九十八条、第一百十二条、第一百五十五条及び第一百七十七条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第二百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年六月一日法律第五三号） 抄

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一條第一項第三号の改正規定、同法第四百十一條第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一條第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第八十三條の改正規定、同法第八十九條の改正規定及び同法第九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定（民法第九十八條第二項及び第五百五十一條第四項の改正規定を除く。）、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一條の規定、第百八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第百九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日